平成２３年（フ）第１９１号
大阪府和泉市光明台２丁目15番11号、住民票上の住所大阪府和泉市緑ケ丘２丁目11番11号
破産者　箱﨑　孝義
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
大阪府和泉市光明台２丁目15番11号、住民票上の住所大阪府和泉市緑ケ丘２丁目11番11号
破産者　箱﨑　靖子
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１２４６号
神戸市長田区重池町２丁目３番５―2401号
破産者　木村　晰子
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７０号
奈良市富雄元町３丁目３番31―２号
破産者　芝　　正造
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３４号
島根県益田市七尾町５番47号七尾ハイツ103号室、前住所島根県益田市昭和町16番15号
破産者　江角　智司
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第８００号
盛岡市緑が丘３丁目11番40号、破産手続開始決定時の住所盛岡市みたけ３丁目３番25号
破産者　木須　敬雄
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第８０１号
盛岡市緑が丘３丁目11番40号、破産手続開始決定時の住所盛岡市みたけ３丁目３番25号
破産者　木須　京子
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３号
宮城県柴田郡柴田町大字四日市場字西台前16番地１　Ⅱ―201号
破産者　原田　幸重
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第５４１号
神奈川県愛甲郡愛川町角田249番地の４
破産者　関根　　豊
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２０号
山梨県上野原市上野原980番地２
破産者　山中　忠男
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第２６８号
静岡県浜松市西区坪井町41番地の２、前住所静岡県浜松市南区東若林町1652番地
破産者　山下　博敏
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５１９号
愛知県岡崎市赤渋町字下河原50番地レグルスボーグ101、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市浜北区染地台２丁目30番25　グランヒルB201号室
破産者　石貝　隆久
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６９５号
奈良市学園朝日町１番Ｂ―104号、開始決定時の住所奈良県生駒市辻町341番地１　リーベスト105
破産者　石川　洋一
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３１９号
奈良県天理市前栽町357番地４　トガワハイツ202号室、開始決定時の住所奈良県天理市指柳町223番地
破産者　永井　正明
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６６５号
広島市中区舟入本町15番20―301号　マキムラビル
破産者　的場　静男
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３７号
熊本県天草市亀場町亀川1809番地２
破産者　井上　憲孝
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部